

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第102期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	森電機株式会社
【英訳名】	MORI DENKI MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03（3448）7300
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03（3448）7300
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第101期 第3四半期連結 累計期間	第102期 第3四半期連結 累計期間	第101期 第3四半期連結 会計期間	第102期 第3四半期連結 会計期間	第101期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	360,020	282,062	134,005	98,152	485,552
経常利益又は経常損失() (千円)	45,073	9,327	60,502	19,544	20,805
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	56,800	1,755	129,769	17,685	44,053
純資産額(千円)			1,114,628	1,261,763	1,265,010
総資産額(千円)			1,377,198	1,521,726	1,517,110
1株当たり純資産額(円)			3.54	3.68	3.69
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	0.19	0.00	0.41	0.05	0.14
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)			0.40	0.05	
自己資本比率(%)			80.2	82.9	83.3
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	12,252	229,472			192,381
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	49,038	74,826			43,552
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	259,984	3			499,779
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)			385,127	257,057	411,707
従業員数(人)			28	31	26

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第101期第3四半期連結累計期間、第102期第3四半期連結累計期間及び第101期は新株予約権等の残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	31	(8)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	31	(8)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
電機事業	産業用照明器具群(千円)	80,111	71.4
	電気工事材群(千円)	165	63.4
	制御機器群(千円)		
投資事業(千円)			
合計(千円)		80,276	71.4

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
電機事業	産業用照明器具群	107,740	95.0	61,287	113.5
	電気工事材群	140	12.7	14	1.4
	制御機器群	12,171	71.6	17,098	88.1
投資事業					
合計		120,052	91.3	78,399	105.4

- (注) 1. 金額は販売価格に基づいており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		金額(千円)	前年同四半期比(%)
電機事業	産業用照明器具群	84,756	71.9
	電気工事材群	165	63.4
	制御機器群	13,230	83.5
投資事業			
合計		98,152	73.2

- (注) 1. 金額は販売価格に基づいております。
 2. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)タイワデンキ	12,089	9.0	17,970	18.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項または重要な変更として当社が認識しているものは以下の通りです。尚、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

尚、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

(11) 上場再審査の可能性に関するリスク

当社の連結子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社が38.6%の株式を保有し、当社持分法適用会社となっている株式会社ディーワンダーランド（以下「DW」という）の平成22年12月27日付開催の株主総会にて自己株取得枠の設定に関する議案が承認されました。今後、平成23年4月30日迄にDWの取締役会の決議により、公告を経てDW株主よりの申込・譲受が行われる可能性があります。この場合、DWの自己株式の取得株によっては、DWは当社の連結対象子会社となる可能性があります。株式会社東京証券取引所には「不適当な合併等」の規定があり、当該行為がこれに抵触した場合は、上場会社の実質的存続性についての審査・確認を受けることとなります。この実質的存続性審査の結果、同取引所により当社が実質的な存続会社でないと判断された場合には、一定の猶予期間内に同取引所の上場再審査を受けることになり、更に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合は、当社株式は整理銘柄に指定され、一定期間を経て上場廃止となる可能性があります。

また、当事業年度の第一四半期報告書「第一部 企業情報 第1企業の概況 2 事業等のリスク」に記載している通り、提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような以下の事象が引き続き存在しております。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前期の営業活動キャッシュフロー・マイナス192百万円に引続き、当第3 四半期連結累計期間に229百万円の営業活動キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、通期でも営業活動キャッシュ・フローのマイナスが継続するものと思われます。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

そこで当社グループは、「4 . 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し」記載の対応策を講じ、当該事象の解消と改善に向けて努めており、その結果、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第3 四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日)において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日)におけるわが国経済は、政府による景気対策や新興国向けを中心とした輸出の回復等により景気回復の兆しを見せてはいるものの、長期化する円高や景気対策終了前の駆け込み需要に対する反動減に加え、改善しない雇用情勢や所得の先行き不安から個人消費の回復の足取りも重く、企業を取り巻く環境と先行きは依然不透明な状況が続いております。

当社グループ(当社及び連結子会社)を取り巻く環境におきましても、全体では民間設備投資回復の傾向はみられるものの、当社の属する電機事業業界については、引き続き設備更新投資の先送りやまた市場規模が小さいことから低価格競争の影響を受けやすい等依然厳しい状況が続いております。他方、当社の持分法適用会社においては、景気拡大が続く中国・韓国等のアジア圏からの観光客が引き続き好調であること等により、当連結四半期では売上高で前年同期比6.7%増、売上総利益で同2.9%伸ばしました。

このような状況のもとで、当第3 四半期連結会計期間における当社グループの業績は、売上高98百万円(前年同期比35百万円減少)、営業損失96百万円(前年同期比38百万円悪化)、経常利益19百万円(前年同期比40百万円悪化)、四半期純利益17百万円(前年同期比112百万円悪化)となりました。

製品群別の概況及びセグメントの業績は次のとおりであります。産業用照明機器群におきましては、売上高84百万円(前年同期比28.0%減)、電気工事材群におきましては、売上高0.1百万円(同36.5%減)、制御機器群におきましては、売上高13百万円(同16.4%減)となりました。なお、電機事業全体の売上高は前年同期比26.7%減の98百万円となり、選別受注販売の徹底を図ったものの、電機事業自体の売上総利益は11百万円にとどまりました。

このような状況において、当社としては、顧客に対して製造原価上昇分の販売価格への転嫁を引続き継続的に実施する一方、従前にも増して固定費の削減を進め、損益の改善に向け、代行店の協力を得ながら顧客満足度の上昇及び販路の開拓に邁進してまいります。

なお、投資事業につきましては、一昨年7月1日付けで買収した連結子会社である株式会社エスピーオー（SBO）の連結子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社を通じて株式会社ディーワンダーランド（以下「DW」という。）の株式を38.6%保有する形になっており、DWが質店・中古ブランド品売上の最大手である株式会社大黒屋（以下「大黒屋」といい、DW及び大黒屋を総称して「DWグループ」という。）の株式を100%所有していることから、DWグループは当社の持分法適用会社となっており、当第3四半期連結会計期間においては、116百万円の持分法投資収益を計上しております。

(2) 財政の状況

当第3四半期連結会計期間末の資産の部につきましては、流動資産が現預金257百万円、受取手形及び売掛金の122百万円、たな卸資産が113百万円、その他の流動資産が15百万円にて合計508百万円となり、前連結会計年度末に比べ305百万円の減少となりました。これは、主に現預金と受取手形及び売掛金の減少が主な要因であります。また、資産合計は、1,521百万円となり、前連結会計年度末に比べ4百万円の増加となりました。

負債の部につきましては、負債合計では、前連結会計年度末に比べ7百万円増加し259百万円となりました。これは、資産除去債務の増加が主な要因であります。

純資産合計は、前連結会計年度末比べ3百万円減少し、1,261万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前年同四半期連結会計期間末に比べて128百万円減少し、257百万円となりました。前連結会計年度末と比べると154百万円の減少となっております。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果減少した資金は、83百万円（前年同期は118百万円の資金減少）となりました。持分法による投資利益116百万円が大きく影響を与えたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は、1百万円（前年同期は8百万円の資金増加）となりました。減少は有形固定資産の取得によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は、0百万円（前年同期は資金増減ありません）となりました。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の金額は、1,255千円であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは「2. 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が発生しております。

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は257百万円ですが、次連結会計年度第2四半期期間中に資金確保が必要となる予定であります。

そこで当社グループは、以下の対応策を講じ、当該事象の解消と改善に向けて努めており、その結果、現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

電機事業部門の再構築

イ. 予算管理の徹底と適正利益の確保

適正利益を確保すべく、予算管理を徹底的に行うとともに、採算性の管理や強化を実施し、利益の向上を図っております。

ロ. 原価計算制度の見直し

適正利益の管理のため、現行の原価制度が適当であるか見直しを行っております。

ハ. 在庫管理の強化

原材料、仕掛品、製品の在庫水準が適正であるか見直しを行っております。

ニ. 固定費削減

経費（販管費、製造経費）の削減を図っております。

ホ. 販売戦略

省エネ対応LED製品の展開で市場開拓のため、人員の強化を図っております。

資本政策実行計画の具体化

前年度におきまして、次の通り新株予約権行使により総額490百万円の資金調達を行っております。

平成21年7月 第1回～第4回新株予約権 行使価額200百万円

平成21年8月 第5回新株予約権 行使価額 50百万円
平成22年3月 第6回～第10回新株予約権 行使価額240百万円
合計 行使価額490百万円

次年度第2四半期において、株式、新株予約権の発行等直接調達を実施する予定であります。
遊休土地の売却

名古屋の遊休土地の売却を進めるべく外部専門業者との検討をすすめております。

投資収益の極大化

持分法適用会社DWグループの事業は順調に推移しており、投資収益は平成22年3月期の312百万から平成23年3月期は409百万円に増加の予定です。

新規優良投資事業による収益基盤の拡充

当社は、今後とも高い成長が期待されるアジア、とりわけ香港・中国・台湾の企業家に対して強いネットワークを有しております。今後はこれまで蓄積してきた投資ノウハウを基に、このネットワークを最大限活用し、高成長の続くアジアの企業家との良質な案件を発掘・開発し収益基盤の拡大を図ってまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,040,000,000
計	1,040,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	342,176,165	342,176,165	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	342,176,165	342,176,165		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権（ストックオプション）は、次のとおりであります。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	14,822
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,822,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり23 (注)2
新株予約権の行使期間	平成14年7月15日から 平成24年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 23 資本組入額 12
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 払込金額は、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. ア 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社関連会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。

イ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとします。

ただし、例外として取締役会の承認を条件として、新株予約権を譲渡することができます。

ウ 権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができます。

ただし、再承継はできません。

エ その他の権利行使の条件については、平成14年6月27日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
 平成21年4月3日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数 (個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,250,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	8
新株予約権の行使期間	平成21年4月24日から 平成23年4月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 8 資本組入額 4
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は不可
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要す
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. この新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

この新株予約権は、株価の下落により、新株予約権の行使時の払込金額が修正され、新株予約権の行使目的となる株式の数が増加します。修正の基準、修正の頻度及び取得価額の下限等は発行要領 - 第3項・第4項及び5項のとおりであります。

なお、提出会社の決定により本新株予約権の全部または一部を取得することができます。

2. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

所有者との間で、当該行使により取得することとなる株式が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わないことを合意しております。

3. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

所有者との間で、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式の売付け等以外の空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことを合意しております。

4. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めの内容

当社が行使価額の修正開始を決定するまで、当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第1条第31号イに規程される）と割当先との間において、ファイナンスに係る株券賃貸契約が締結されることがないよう合意しております。

5. その他投資家の保護を図るため必要な事項

当社は、その他の投資家の保護を図るため、必要な方法にて開示を実施していくことを確認しています。

発行要領詳細

・ 第1回乃至第10回新株予約権の名称

森電機第1回乃至第10回新株予約権（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」という。）

・ 第1回乃至第10回新株予約権に共通する事項

1. 新株予約権の総数 1回5個×10回分
2. 新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法
 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、10,000,000円（以下「出資金額」という。）を行使価額（第3項第(2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、第4項または第5項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、第2項に定める出資金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初8円(平成21年4月3日株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)とする。ただし、第4項または第5項に従い、修正または調整される。
4. 行使価額の修正
- (1) 当社は、平成21年4月23日以降、平成24年4月8日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修正開始日行使価額を含む。))を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、第5項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が4円(ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が16円(ただし、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中、本新株予約権が残存し、かつ、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合(本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。)には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (4) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。
5. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- 本号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号乃至の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- 「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第 2 四半期会計期間 (平成22年 7 月 1 日から 平成22年 9 月30日まで)	第 3 四半期会計期間 (平成22年10月 1 日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数 (株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額 (千円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	49	49
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	61,250,000	61,250,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	8	8
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (千円)	490,000	490,000

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		342,176,165		2,119,000		1,896,652

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第 3 四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 73,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 341,970,000	341,970	
単元未満株式	普通株式 133,165		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	342,176,165		
総株主の議決権		341,970	

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。
 2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式288株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
森電機株式会社	東京都港区高輪二丁目15番8号	73,000		73,000	0.02

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	13	11	11	10	9	9	9	10	12
最低(円)	10	9	9	8	7	7	7	7	8

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名 氏名 退任年月日

取締役(社外) 岩崎 二郎 平成23年1月31日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、明誠監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	257,057	411,707
受取手形及び売掛金	122,502	187,336
商品及び製品	13,728	13,183
仕掛品	32,046	34,118
原材料及び貯蔵品	67,502	65,422
その他	15,656	102,017
貸倒引当金	283	75
流動資産合計	508,211	813,711
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	115,977	109,577
減価償却累計額	72,281	71,398
建物及び構築物(純額)	43,695	38,179
機械装置及び運搬具	128,766	129,657
減価償却累計額	123,718	118,221
機械装置及び運搬具(純額)	5,047	11,435
工具、器具及び備品	184,611	183,296
減価償却累計額	183,187	182,760
工具、器具及び備品(純額)	1,423	536
土地	23,468	23,468
有形固定資産合計	73,634	73,619
無形固定資産		
その他の施設利用権	5,083	5,519
無形固定資産合計	5,083	5,519
投資その他の資産		
投資有価証券	913,114	600,692
長期滞留債権	199,000	199,147
その他	35,984	37,722
貸倒引当金	213,302	213,302
投資その他の資産合計	934,797	624,260
固定資産合計	1,013,515	703,399
資産合計	1,521,726	1,517,110

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	103,283	103,699
短期借入金	17,000	17,000
賞与引当金	2,317	1,794
未払金	31,753	27,737
その他	20,489	31,981
流動負債合計	174,844	182,212
固定負債		
役員退職慰労引当金	-	63,966
資産除去債務	15,124	-
その他	69,994	5,922
固定負債合計	85,119	69,888
負債合計	259,963	252,100
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,119,000	2,119,000
資本剰余金	1,896,652	1,896,652
利益剰余金	2,752,193	2,750,437
自己株式	1,557	1,553
株主資本合計	1,261,902	1,263,661
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	338	1,148
評価・換算差額等合計	338	1,148
新株予約権	200	200
純資産合計	1,261,763	1,265,010
負債純資産合計	1,521,726	1,517,110

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	360,020	282,062
売上原価	249,464	243,304
売上総利益	110,555	38,758
販売費及び一般管理費	335,134	347,502
営業損失()	224,579	308,744
営業外収益		
受取利息	81	112
受取配当金	302	332
持分法による投資利益	202,722	318,673
その他	2,740	215
営業外収益合計	205,846	319,334
営業外費用		
支払利息	1,901	1,009
匿名組合投資損失	24,439	-
その他	-	252
営業外費用合計	26,340	1,262
経常利益又は経常損失()	45,073	9,327
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,524	1,794
貸倒引当金戻入額	-	75
特別利益合計	1,524	1,869
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,914
減損損失	2,916	7,394
特別損失合計	2,916	19,309
税金等調整前四半期純損失()	46,465	8,112
法人税、住民税及び事業税	9,957	6,356
法人税等合計	9,957	6,356
少数株主損益調整前四半期純損失()	56,423	1,755
少数株主利益	376	-
四半期純損失()	56,800	1,755

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	134,005	98,152
売上原価	103,028	86,621
売上総利益	30,977	11,530
販売費及び一般管理費	89,342	107,917
営業損失()	58,365	96,387
営業外収益		
受取利息	44	26
受取配当金	18	7
持分法による投資利益	121,838	116,200
その他	-	18
営業外収益合計	121,901	116,252
営業外費用		
支払利息	1,272	319
匿名組合投資損失	848	-
その他	912	-
営業外費用合計	3,034	319
経常利益	60,502	19,544
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	65,811	-
特別利益合計	65,811	-
特別損失		
減損損失	609	1,220
特別損失合計	609	1,220
税金等調整前四半期純利益	125,703	18,324
法人税、住民税及び事業税	-	639
法人税等調整額	4,192	-
法人税等合計	4,192	639
少数株主損益調整前四半期純利益	129,895	17,685
少数株主利益	126	-
四半期純利益	129,769	17,685

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	46,465	8,112
減価償却費	3,126	8,134
減損損失	2,916	7,394
賞与引当金の増減額(は減少)	765	523
貸倒引当金の増減額(は減少)	75	207
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,721	-
前払年金費用の増減額(は増加)	-	169
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4,851	-
受取利息及び受取配当金	383	445
雑収入	-	215
雑損失	-	56
支払利息	1,901	1,009
匿名組合投資損益(は益)	23,590	-
株式交付費	-	195
持分法による投資損益(は益)	202,722	318,673
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	11,914
売上債権の増減額(は増加)	11,888	64,834
たな卸資産の増減額(は増加)	5,026	553
仕入債務の増減額(は減少)	18,176	416
未払金の増減額(は減少)	3,104	4,179
その他の流動資産の増減額(は増加)	60,710	1,071
その他の固定資産の増減額(は増加)	327,943	6,480
その他の流動負債の増減額(は減少)	7,171	74,518
その他の固定負債の増減額(は減少)	-	78,308
小計	22,819	228,175
利息及び配当金の受取額	302	375
利息の支払額	294	220
法人税等の支払額	10,575	1,452
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,252	229,472
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	31,961	12,638
投資有価証券の売却による収入	81,000	-
匿名組合出資金の払戻による収入	-	87,465
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,038	74,826
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	250,000	-
新株予約権の発行による収入	10,000	-
自己株式の取得による支出	15	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	259,984	3

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	321,274	154,649
現金及び現金同等物の期首残高	36,902	411,707
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	26,949	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 385,127	1 257,057

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失は90千円増加、経常損失は225千円増加、税金等調整前四半期純損失は16,696千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は14,989千円であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。これによる影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 受取手形裏書譲渡高 161千円	1 受取手形裏書譲渡高 2,003千円
2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、主として手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が当第3四半期連結会計期間末日残高に含まれております。	2
受取手形 11,664千円	
支払手形 11,429千円	

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																														
<p>1 販売費及び一般管理費</p> <p>販売費に属する費用のおおよその割合は13%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は87%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">77,296 千円</td> </tr> <tr> <td>給料賃金</td> <td style="text-align: right;">51,096</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">62,235</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">4,729</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労金引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,851</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">561</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,126</td> </tr> </table>	支払手数料	77,296 千円	給料賃金	51,096	役員報酬	62,235	退職給付費用	4,729	役員退職慰労金引当金繰入額	4,851	賞与引当金繰入額	561	減価償却費	3,126	<p>1 販売費及び一般管理費</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">48,714 千円</td> </tr> <tr> <td>給料賃金</td> <td style="text-align: right;">53,246</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">73,095</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">5,104</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">283</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労金引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,728</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,757</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">8,134</td> </tr> </table>	支払手数料	48,714 千円	給料賃金	53,246	役員報酬	73,095	退職給付費用	5,104	貸倒引当金繰入額	283	役員退職慰労金引当金繰入額	1,728	賞与引当金繰入額	1,757	減価償却費	8,134
支払手数料	77,296 千円																														
給料賃金	51,096																														
役員報酬	62,235																														
退職給付費用	4,729																														
役員退職慰労金引当金繰入額	4,851																														
賞与引当金繰入額	561																														
減価償却費	3,126																														
支払手数料	48,714 千円																														
給料賃金	53,246																														
役員報酬	73,095																														
退職給付費用	5,104																														
貸倒引当金繰入額	283																														
役員退職慰労金引当金繰入額	1,728																														
賞与引当金繰入額	1,757																														
減価償却費	8,134																														

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)																												
<p>1 販売費及び一般管理費</p> <p>販売費に属する費用のおおよその割合は12%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は88%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">22,466 千円</td> </tr> <tr> <td>給料賃金</td> <td style="text-align: right;">18,860</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">20,745</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,758</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労金引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,617</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">566</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,022</td> </tr> </table>	支払手数料	22,466 千円	給料賃金	18,860	役員報酬	20,745	退職給付費用	1,758	役員退職慰労金引当金繰入額	1,617	賞与引当金繰入額	566	減価償却費	2,022	<p>1 販売費及び一般管理費</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">13,369 千円</td> </tr> <tr> <td>給料賃金</td> <td style="text-align: right;">16,168</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">26,175</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,676</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労金引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">586</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,192</td> </tr> </table>	支払手数料	13,369 千円	給料賃金	16,168	役員報酬	26,175	退職給付費用	1,676	役員退職慰労金引当金繰入額		賞与引当金繰入額	586	減価償却費	2,192
支払手数料	22,466 千円																												
給料賃金	18,860																												
役員報酬	20,745																												
退職給付費用	1,758																												
役員退職慰労金引当金繰入額	1,617																												
賞与引当金繰入額	566																												
減価償却費	2,022																												
支払手数料	13,369 千円																												
給料賃金	16,168																												
役員報酬	26,175																												
退職給付費用	1,676																												
役員退職慰労金引当金繰入額																													
賞与引当金繰入額	586																												
減価償却費	2,192																												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 385,127千円	現金及び預金勘定 257,057千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	預入期間が3ヶ月を超える定期預金
現金及び現金同等物 385,127千円	現金及び現金同等物 257,057千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
 普通株式 342,176千株
2. 自己株式の種類及び株式数
 普通株式 73千株
3. 新株予約権に関する事項
 第6回乃至第10回新株予約権
 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
 新株予約権の目的となる株式の数 1,250千株
 新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 200千円
4. 配当に関する事項
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	電機事業 (千円)	投資事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	133,924	80	134,005		134,005
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	133,924	80	134,005		134,005
営業利益又は営業損失()	88,736	30,371	58,365		58,365

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	電機事業 (千円)	投資事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	356,835	3,185	360,020		360,020
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	356,835	3,185	360,020		360,020
営業利益又は営業損失()	288,214	63,635	224,579		224,579

(注) 1. 事業の区分の方法

事業は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
電機事業	産業用照明器具・電気工事材・制御機器
投資事業	有価証券の保有及び運用

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、電機事業をベースに商品の製造・販売を主体とする事業活動と、事業再生投資を主な内容とする事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業種類別のセグメントから構成されており、「電機事業」及び「投資事業」の2つを報告セグメントとしております。

「電機事業」は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成されており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売をしております。「投資事業」は、事業再生投資を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	電機事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	282,062		282,062		282,062
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	282,062		282,062		282,062
セグメント利益	6,424	5,741	12,166	296,578	308,744

(注) 1. セグメント利益の調整額 296,578千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	電機事業	投資事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	98,152		98,152		98,152
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	98,152		98,152		98,152
セグメント利益	3,572	1,374	4,946	91,441	96,387

(注) 1. セグメント利益の調整額 91,441千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	3.68円	1 株当たり純資産額	3.69円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)		当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額 ()	0.19円	1 株当たり四半期純損失金額 ()	0.00円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自平成21年 4月 1日 至平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自平成22年 4月 1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は純損失 (千円)	56,800	1,755
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は純損失 (千円)	56,800	1,755
期中平均株式数 (株)	297,831,168	342,103,135
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	0.41円	1株当たり四半期純利益金額	0.05円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	0.40円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	0.05円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半 期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	129,769	17,685
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	129,769	17,685
期中平均株式数(株)	312,103,422	342,102,967
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	10,046,170	67,829
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

森電機株式会社
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 秀四郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中澤 研二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

森電機株式会社
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅原 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。